

各種手続

～ 悲しみの中にあっても、行わなければならないさまざまな手続があります。下記は一般的な手続です。期限の定められているものもありますので、ご確認ください。～

市町村役場で

- 死亡届の提出（7日以内）
- 国民健康保険資格喪失届（14日以内）
- 年金受給停止手続（国民年金）
- 遺族年金の手続（国民年金）

社会保険事務所で

- 年金受給停止手続（厚生年金）
- 遺族年金の手続（厚生年金）

税務署で

- 医療費控除、相続税、故人の確定申告等の手続

生命保険会社で

- 生命保険の手続

各種サービス利用機関で

- 公共料金の手続（電気・ガス・水道、電話会社等）

詳しくは、それぞれの窓口までおたずねください。

このほかにも、金融機関、クレジットカード会社、損害保険会社など手続きの必要なものがあります。

※島根県立心と体の相談センターにおいても、「自死遺族のための相談会」にて、各種手続きについてのご相談をお受けしています。

◇専門相談ダイヤル・・・0852-21-2045

（島根県立心と体の相談センター作成）